

## 第1回すみだこども園指定管理者選定委員会議事録

1. 日 時 平成22年10月18日（月）

午後7時 5分開会

午後9時35分閉会

2. 場 所 橋本市役所 市議会委員会室

3. 出席委員 18名

4. 議 事

○司会 皆さん、こんばんは。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、夜分にもかかわらず、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、ただいまよりすみだこども園指定管理者選定委員会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、木下市長よりごあいさつを申し上げます。

○市長（木下善之） 皆さん、こんばんは。

昼間は本当にお疲れのところ、また委員の皆さんにはお忙しいところ、すみだこども園の指定管理者選定委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本市の人口でございますが、過去には新規の住宅開発というベッドタウンということで、華々しく展開をいたしたわけでありましたが、全国的な少子高齢化の波は本市にも避けることはできないものでございます。したがって、平成2、3年ごろから徐々に微減をいたしてございます。

特に、本市におきましては、やはり次代を担うそうした子どもたちに教育、保育の環境整備や質の高い養育機会を提供することを目的にいたしまして、新たな乳幼児の施設の再配置計画を進めながら、平成19年6月に「幼保一元化5カ年計画」というものを公表いたしましたところであります。

今ほど申し上げましたように、人口の減少ということは、ことしの1月の十何日かでしたか成人式がございまして、市民会館では入りきれませんので、この県立の橋本体育館で

成人式を行った経緯があります。そのときには成人された人が八百五、六十人おられたと思うんです。しかし、平成21年度の出生を調査しますと、508人にまで減っておる。三百数十人が減少しています。恐らく22年度でも、もう400人台であろうと予測をいたしておるのが現状でございます。

このことは、特に国のほうでは三位一体改革ということが打ち出されまして、そして、地方でできることは地方で、民間でできることは民間でやりなさいという、国の厳しいこの法律にのっかって、指導があるのが事実でございます。

そうしたことから、橋本市におきましても、こうした認定こども園等について最重要課題であるということで、緊急課題の一つとして位置づけておるのが実態でございます。

平成21年の4月には、多くの市民の方の御協力もいただきまして、認定こども園の第一号の高野口こども園を開設したわけでございます。

したがいまして、2番目につきましては、本日指定管理者の審査をいただく認定こども園のすみだこども園を、関係者の皆さんの御支援、御協力をいただきながら、平成24年の4月に開園を目途に取り組んでおるのが現状でございます。

そしてまた続いては、西部地区、あるいは河南地区ということで、若干時間はかかりますけれども、こうしたこども園を順次展開していくように計画をしておるのが現状でございます。

当面、すみだこども園もできてよかったと言われるようなこども園として、ぜひとも成功をさせなければならないと考えておるわけであります。

どうか、本委員会におきましても、委員の皆さんのそれぞれの見地から御意見を賜りながら、こども園を運営するにふさわしい法人を選定されますようによろしくお願いを申し上げ、まことに簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

本日は本当に御苦勞さまでございます。よろしくお願ひいたします。

○司会        ありがとうございました。

次に、委嘱状の交付をとり行わせていただきます。

本来ならば、市長から一人一人の委員の皆様方に直接お渡ししなければならないところでございますが、時間の関係上、委員の皆様を代表いたしまして、〇〇様に委嘱状を交付させていただきたいと思ひます。

それでは、〇〇さん、すいません、よろしくお願ひ申し上げます。

(委嘱状交付)

○司会            ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから各委員の皆様の方に委嘱状のほうをお渡しいただいております。

それでは、各委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

なお、木下市長につきましては、この後公務がございますので、退席となりますがよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、会を進めさせていただきたいと思ひます。

本委員会は、すみだこども園の指定管理者候補を選定するための審査を行っていただくわけですが、それぞれの見地から十分御検討いただき、こども園を運営するにふさわしい指定管理者候補が選定されますよう、よろしく御審査のほどお願ひ申し上げます。

それではまず、机のほうに、お手元に置かせていただいております資料の確認をさせていただきますと思ひます。

机の上に、資料一覧といたしまして、会議次第、2番目に委員名簿、3番目に別紙として橋本市立すみだこども園指定管理者審査基準の考え方。それから、4番目に資料1として橋本市指定管理者選定委員会要綱。次に、5番目に橋本市立すみだこども園指定管理者選定委員会審査資料として資料2という形で載せております。次に、6番目に審査項目における橋本市の現状を資料3となっております。7番目に法人の財務状況として資料4。8番目、橋本市立高野口こども園指定管理者審査基準の考え方として資料5。9番目、橋本市立すみだこども園指定管理者募集要項を資料6。10番目に橋本市立すみだこども園管理業務仕様書として資料7、続きまして、11番目に第2回すみだこども園指定管理者選定委員会次第案として資料8、12番目に財務分析データ、資料9という形になっております。資料1番から9番まで、番号を右の上につけさせていただいております。それと、申請書類として6法人の申請書を横の机の下のところにかけていただいております。

以上、資料のほうにつきまして、皆様のお手元にありますか。もし、資料で不足するものがございましたら、申し訳ございませんけれども教えていただければありがたいと思ひます。

そうしましたら、皆様の方に資料があるということで、次に進めさせていただきます。

本日の選定委員会は非公開でさせていただきます。ただ、議事録につきましては公開をさせていただきます。ただし、この資料の中に個人情報に関する部分がたくさんご

ざいます。それにつきましては非公開として、事務局で校正し、後ほどこちらのほうで指名させていただきます議事録署名委員さんに見ていただいた後で公開するということが計画しております。

なお、議事録を作成する上で、この後委員会のほうで御発言をいただく場合につきましては、前のほうの名簿、お名前がありますけれども、そこに番号を入れておりますので、番号を言ってから発言をお願いしたいと思います。番号は、19番委員までそれぞれ入っておりますので、その番号でよろしくお願いいたします。

それと、本日、資料1番の橋本市指定管理者選定委員会要綱というのがございます。一番上にもつけさせていただいているところなんです、この第7条に秘密保持の項目がございます。委員さんが持っている各法人の書類につきましては、個人情報がたくさん入っております。書類の保管、漏えいなど取り扱いにつきましては、十分注意をさせていただきますようお願い申し上げます。そして11月7日の第2回選定委員会にも御持参していただきまして、終了後事務局のほうに返却していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

これからの御発言につきましては、大変申しわけございません、マイクのほう、オンオフになっておりますので、発言のときにつきましてはマイクのところ上がランプがつかますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事のほうに入りまして、5番目、議事録署名委員の指名ということで、こちらのほうから指名させていただきたいと思います。5番委員さん、それから、14番委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、委員長及び副委員長の選任のところに入らせていただきたいと思います。委員長及び副委員長につきましては、先ほどの選定委員会要綱の第5条1項の規定により、委員長、副委員長の選出を行う必要がございます。選出につきましては、委員の中からの互選という規定になっておりますが、どのように取り計らえばよろしいでしょうか、皆様。

#### (事務局一任の声)

○司会       ありがとうございます。

そしたら、事務局一任という御意見をいただきましたので、それでは、委員長には1番委員をお願いしたいと思います。そして、副委員長には12番委員、よろしくお願いいたします。

なお、議事進行を行います議長につきましても、1番委員にお願いをいたしたいと思っておりますので、拍手をもって御承認のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

それでは、委員長さんにごあいさつをいただき、引き続き議事に入っていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長 改めまして、第1回すみだこども園指定管理者選定委員会、委員長、並びに議長を務めさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

本来であれば、私は多分役柄上委員長を務めさせていただいているんですけども、やっぱり橋本市のこども園なので、橋本市の皆さんの議論をきちっとお伺いをしながらっていうのが一つ目、私すごく思っていることです。

それから、もう一つ目は、先ほど、お母さんの立場で、保護者の立場でということでもいろいろお言葉をいただきました。何よりもそこに通う子どもたちがこのこども園に来てよかったな、お父さんお母さんがああこのこども園に来てよかったな、地域の皆さんがこのこども園に来てよかったなというような法人を、本当に第2回は長時間お時間をいただくことになるんですけども、みんなで考えながら選定をしていただきたい。そして、私はそのお手伝いをさせていただくという立場で考えております。議事進行、ふなれなところもあるかと思っておりますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

かけまして、議事進行のほうを始めさせていただきたいと思っております。

議事次第のほうで、第1回すみだこども園指定管理者選定委員会、議事次第がありますので、そちらのほうをごらんください。

7番のところに議事というふうにあります、（1）から（4）まで、本日、第1回目は四つの議事を考えております。

まず、第1番目の経過及び概要説明ということで、こども園というのがどういうものなのか、どういうようなことを今回やっていくのかということについて、皆さんに事務局のほうから御説明をいただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、議事に従いまして、まず最初は、経過及び概要説明をさせていただきます。

先ほど、市長のあいさつにもございましたけれども、橋本市の乳幼児については年々減少しております。ゼロ歳から5歳の人口ですけれども、平成12年3,964人でありましたが、ことしの4月では3,081人ということで、この10年間で883人、約22%減少しております。

す。この傾向につきましてはまだまだ今後も続くということで、国立社会保障・人口問題研究所の推計でも相当数乳幼児の減少は予想されております。

このような時代の転換期におきまして、健全な育成環境を整備して、質の高い養育機会を提供することが非常に重要であると考えております。

このため、平成19年に幼保一元化5カ年計画を発表し、子どもたちが生き生きとたくましく成長できる橋本市を目指しているところでございます。

計画に基づきます1番目のこども園として、平成21年の4月に高野口こども園を開園いたしました。2番目の施設として計画されているすみだこども園につきましては、地元区長様、関係保育園、幼稚園の保護者の代表者の皆様の参加による懇談会の開催、あるいは幼稚園ごとの説明会、それと関係保育園・幼稚園の説明会を得まして、平成24年4月に開園すべく、指定管理者候補者の選定委員会を本日開催する運びとなりました。

認定こども園といいますのは、皆さん御存じかと思えますけれども、保育園・幼稚園の双方のよさを取り入れ、ゼロ歳から就学前までの子どもの成長と発達を見据えて、一貫した幼児教育・保育を提供し、子どもたちを心豊かにたくましくはぐくんでいくとともに、地域子育て力の向上を図ることを目的とした施設となっております。

このたびのすみだこども園につきましては、すみだ保育園、それと恋野幼稚園、兵庫幼稚園、山内幼稚園、隅田幼稚園の5園を統合いたしまして、長時間児、いわゆる保育園児ですけれども、保育園児が166人、短時間児、いわゆる幼稚園児80名、合計246名の定員で、保育所型のこども園を隅田町の上兵庫地内に開設するものとなっております。

以上、簡単ですけれども、経過及び概要説明とさせていただきます。

○議長 はい、ありがとうございます。

質問等ですけれども、議題の1に一括をして行います。ですので、引き続き2番の部分に移ってまいりたいと思います。

2番の議事ですけれども、審査基準について、「創っていききたいこども園について」、それから「審査基準の考え方」ということで、それについては17番委員より、まずはお願いしたいと思います。かけていただいて結構です。事務局のほうも、ちょっと長くなるようでしたらかけていただいて、座ったままでお話いただければ大丈夫です。では、よろしく申し上げます。

○17番委員 それでは、審査基準について、1番目の創っていききたいこども園について、どんなこども園をつくっていききたいか、それぞれの担当からまとめまして、市と

しての考え方を御説明します。

まず、施設の基本的な考え方でありますけれども、まず保育施設全般について共通しているんですけれども、保育施設は子どもたちが将来に向かって生きていくための力の基礎を培う場所であります。従いまして、こども園においても、子どもの生活や学びにおける発達の連続性に配慮しながら、家庭や地域とともに子どもをはぐくみ養育していく園であってほしいと思っております。このことは、施設内だけの保育に終わるのではなく、地域の園として家庭や地域と連携しながら、子どもの発達を保障する中心的な役割を担う施設であってほしいと願っております。

2番目に、こども園の機能についてでございますけれども、こども園は就学前の教育と保育を一体的に提供する施設であります。教育や保育の内容は、国の示す幼稚園教育要領や保育所保育指針の両方の目標が達成されますよう、日々の保育を行う必要がありますし、加えて未就園児や保護者を対象とした子育て支援を持つこととされております。このことは、一人一人の子どもたちの発達保障、保護者の就労支援という意味合いもありますが、何よりも集団の中で生きる力の基礎をつけて小学校につなげていける施設であってほしいと思っております。

なお、幼稚園教育要領と保育指針は、文部科学省、厚生労働省がまとめておりますが、内容的にはほぼ同じで、保育所の保育指針には養護機能が盛り込まれています。

3番目として、具体的なすみだこども園のイメージでございます。すみだこども園は、保育所を母体にした保育所型こども園です。これまで通っていた地域にあった幼稚園は、表面的にはなくなってしまうかもしれませんが、保育の中身においてはこれまでとほとんど変わることがありません。こども園として再スタートすることによって、保護者が働いているかいないかにかかわらず、子どもを入園させたいと希望すれば就園できる施設であり、あわせて、地域における子育て家庭が子育ての不安や負担感を解消できるよう、子育て相談や親子の集いの場や機会を提供し、子育ての楽しさを実感できる施設にしたいと考えております。

また、保育の内容においては、これまで公立幼稚園や公立保育園が長年培ってきた基本的保育の考え方をベースに、運営法人の新たな保育ニーズに対する取り組みやプランを期待していくところです。特に、すみだこども園では、短時間児、つまりは幼稚園児になりますが、これまでの4歳、5歳児に加えて、新たに3歳児から入園できることになり、保育時間も午後2時まで延長します。また、長時間児、つまり保育園児ですが、ゼロ歳児を

新たに加え、ゼロ歳から5歳児保育とします。

これらの改正点も含め、運営法人が地域の保育・幼児教育の拠点として、また、地域の子育て支援の拠点として、どんな園を描き、保育や教育に対しどんな考え方をもち、実践していこうとしているのか、ぜひお聞きしたいし楽しみにしているところであります。

以上、簡単ですが、創っていききたいこども園像について、お話をさせていただきました。

○議長 はい、ありがとうございました。

17番委員から、3点の論点から、創っていききたい保育園ということで御説明をいただきました。質問等は、また後でしていただけますので大丈夫です。

引き続きですね、2番の2項目です。「審査基準の考え方」についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、審査基準の考え方について、御説明させていただきます。

資料のほうは、右肩に別紙と書いてあるペーパーがあるかと思うんですけども、こちらをあけていただきたいと思います。

すみだこども園指定管理者審査基準の考え方（案）というところですけども、審査基準につきましては、昨年4月に開園した高野口こども園での指定管理者審査でも審査項目を設定しております。それを参考にいたしまして、このすみだこども園でも選定委員会の募集要項におきまして、審査項目案を示しております。それに基づいた項目設定となっております。基準項目の設定ということで、七つの基準項目を設定しております。

こども園での適切な教育保育提供能力ということで25点、これは非常に大事ということで25点を配点しております。2番目に指定管理業務を安定して行う能力ということで20点、それと、子育て支援及び地域との連携で15点、この子育て支援といいますのは、子育て家庭に対して育児相談であるとか、交流の場の提供、そういった事業をする事業でございます。開設日数、あるいは時間、実施形態で、広場型、センター型などいろいろ種類がある事業となっております。この子育て支援及び地域との連携が15点となっております。4点目が給食についてが10点、5点目、こども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制が10点、6番目、円滑な引き継ぎ保育の確保が15点、その他5点ということで、合計100点となっております。

資料5のほうで、高野口こども園の審査基準の考え方を参考に付けておりますけれども、そちらとちょっと見比べながら見てほしいんですけど、変わった点について、御説明させていただきます。別紙と資料5を見比べていただきたいと思います。

1 番目、2 番目については、特に変更はしておりませんが、3 番目の子育て支援及び地域との連携、これが高野口こども園の場合25点でしたが、今回15点ということで、10点マイナスにしております。この理由につきましては、高野口こども園の地域性、それと、すみだこども園の地域性、高野口こども園の場合は、高野口こども園のエリアに子育て支援機能がなかったということで、点数については25点というような高い配点をしておりますけれども、すみだこども園につきましては、地元の子育て支援センターを開設しておりますので、そういった地域性を考慮して、10点のマイナスということで15点の配点にしております。

それと、すみだこども園の4 点目、給食についてということで10点配点しているわけなんですけれども、資料5の高野口を見ていただきますと、そういった項目はございません。実は、高野口こども園の4 番目のこども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制10点の中に給食の部分が含まれています、昨今、食については非常に重要ということで、平成17年に食育基本法の制定、それと、平成20年に改定されました保育所保育指針におきましても、食育の推進を掲げているこうしたことを考慮いたしまして、今回、前回の点数よりも上乘せという形で、項目を設けまして、10点配点しております。そのほかについては、ほぼ高野口こども園と同じ配点というような形になっております。ということで、基準項目の設定は以上です。

続きまして、各基準項目の小項目について、御説明いたします。

別紙の中段以降ですけれども、まず1 点目のこども園での適切な教育保育能力25点の下に、一つ目の小項目といたしまして、教育・保育の理念及び運営方針で20点配点しております。それと、2 点目で法人の状況が5 点、その下にいろいろ書いてありますけれども、これが審査していく上での主眼というような形になっております。

続いて、2 点目の指定管理業務を安定して行う能力の20点の内訳ですけれども、小項目といたしまして、管理運営（人員配置等）及び人材育成体制、研修実績で10点、それと、2 点目、法人の財務状況及び類似施設の経営状況で10点、合計で20点となっております。

続いて、2 ページですけれども、3 点目の子育て支援及び地域との連携が15点、1 点目の小項目が、子育て支援の取り組みについてが10点、地域との連携についてが5 点。

続いて、4 点目の給食についてが10点、給食については小項目は設定しておりません。

5 点目のこども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制が10点ですけれども、内訳として、1 点目、すみだこども園運営の収支計画について5 点、2 点目が危機、安全、衛生、

健康管理並びに苦情対応について5点、合計で10点です。

6番目、円滑な引き継ぎ保育の確保で15点、1点目が引き継ぎ保育の方法が10点、2点目、現在の臨時職員の雇用についてが5点、その他5点ですけれども、指定管理者の申請理由、あるいは障がい児保育及び送迎方法の考え方についてということで5点を配点しております。この小項目ごとに、劣る1点、やや劣る2点、普通3点、ややまさるが4点、まさるが5点ということで、こういった形で点数化しております。重点項目は2倍、3倍、4倍ということで、基本的に上の各項目の中の小項目ですけれども、基本的に5点なんですけれども、重点項目で10点のところは2倍してあるということです。15点のところは3倍、一番最初にありました教育能力の部分で20点というところがあったと思いますけれども、それは、5点のこういった採点を4倍して20点というようなことになっております。

続いて、書類審査及び採点方法ですけれども、本日、多くの資料をお渡ししております。法人から提出された申請書類により審査をしていただいて、書類上から法人の概要を把握していただきます。

それで、次の第2回選定委員会ですけれども、そのときに、法人からプレゼンテーション（発表）をしていただきまして、質疑応答により、さらに深く法人を理解していただいて、こども園にふさわしい法人かどうか見きわめていただきます。

その後、各委員に、法人ごとに評価点数、小項目ごとに評価点数（1点から5点）をつけていただきます。各委員さんにこういった採点表というのをお渡しするわけなんですけれども、法人ごと、小項目ごとに1点から5点をつけていただきまして、重点項目については、4倍されて20点になったり15点になったりするわけなんですけれども、そういった評価点数を集計して、平均いたしまして、最低基準の60点以上で最高点を得た法人をすみだこども園指定管理者候補者として決定するということです。

ここで、候補者というふうな言葉を使っておりますけれども、こちらで選定していただいた指定管理者につきましても、市長の決裁を得た後、12月議会のほうへ提案する予定になっております。議会のほうで議決されれば、正式な指定管理者という形になります。

それで、どの法人も60点未満の場合なんですけれども、そういった場合については、選定委員会で再協議していただいて、該当の有・無を決定していただきます。

なお、選定結果については、他の法人は名前を伏せて獲得点数を一覧表にしたものをつけて、選定の結果を通知する予定となっております。

以上が、審査基準でございます。よろしく申し上げます。

○議長 はい、ありがとうございます。

事務局から審査基準ということで、大項目としては7項目、そして小項目として何点かの点について、まずは説明をいただきました。それで、書類審査と採点方法の基準についても御説明いただいた次第です。

以上ですね、創っていきたい認定こども園についてということと、それから計画概要ですね、それから審査基準ということ、議事の(1)番、(2)番、今までの部分を一括して質問、御意見等を受け付けたいと思います。ぜひ、実際に第2回目にちょっと審査をされるとときに、御不安とか、やっぱりちょっとここはというふうに思っただらっしゃると、審査に不都合がありますので、それは遠慮なく御質問いただければというふうに思います。

委員の皆さんから、御質問等はございますでしょうか。いかがでしょうか。質問がある場合は、挙手いただいて、マイクを回しますので、まずは番号を言っていただいてから御質問をいただければと思います。

いかがですか。どうでしょう。

4番委員。

○4番委員 先ほどからの説明では、11月の7日、この日に最終結論は出すように、そういう説明やったと思うんです。これだけの膨大な資料をね、次の会議のときに結論出すのはね、例えば、12月議会に提案をしたいという、こういう御発言があったんだけど、12月議会でなければならない理由等についてお示しをいただきたいと思います。

ということは、私はこの園について、こういうペーパーだけではなくに、実際に運営している実態を視察させていただきたいと、そういう意味から申し上げております。

以上、お願いします。

○議長 では、先ほどの4番委員の質問に対して、事務局お願いいたします。

○事務局 はい、2点ございました。

1点目は、12月議会に提案ということで先ほどから説明させていただきました。この点につきましては、前回、高野口こども園におきまして、設計の関係がございまして、ちょうど同じ4月の開園になるんですけれども、法人の決定が3月議会で作成させていただきました。その関係で、法人のほうから、建物の設計について修正をこういうふうに変えていただきたいという申し出がありました。その中で、やはり時期的になかなか対応も難しくなっておりますので、今回、法人決定につきましては3カ月前倒しでさせていただきます。

まして、決まった法人と最終的に設計のほうの打ち合わせをさせていただきたいという、こういう考えがございまして、前回よりも3カ月早い時期に、議会のほうに提案させていただきたいという考えのもとで進めさせていただいたところでございます。

それともう1点、実態についてということで御質問いただいたわけなんです。現在、今回審議いただきます法人は6法人ございます。近い法人、遠いところにつきましては、後のほうの資料でまた説明させていただきますけども、三重県の名張市、それから大阪府の枚方市、あとは和歌山市から申込みが来ております。それで、事務局といたしまして、先般来、これらの法人の視察に行かせていただきました。で、条件として、やはり同じ時間帯、午前10時ぐらいがちょうど保育の中心になってまいりますので、その時間帯にあわせて、6法人をすべて事務局のほうで視察に行かせていただきました。それで取りまとめをして、今後、委員さんのほうからの御質問等につきましても、お答えさせていただきたいというふうに考えています。

御質問いただきました点については、委員会のほうで、最終的に御審議のほうをお願いしたいなどは考えておるところでございます。

○議長 はい、ありがとうございます。

事務局のほうからは、一応、12月議会という理由としては、設計に関しても法人にかかわっていただきたいということで、なるべく早期に法人を決定したいということですよ。そういう理解でよろしいんですね。まずそれが1点目です。

2点目としては、出願をされておられる法人さんが大変多地方に及びますので、全部に行くというのが、全員で行くというのがなかなか難しいなというふうに私も思っていました。なので、事前に事務局のほうで、同じ時間帯であわせて、同じ条件で、あらかじめ事務局のほうの視察をしてもらっています。

ただですね、私がちょっと難しいなと思ったのが、それをあらかじめ披露をしてしまうと、事務局側の考えがある意味ちょっと入ることにはなるんですね。ですから、少し方針としては2点考えています。

1点目は、実際に書類を見ていただいて、プレゼンテーションを2回目の審議会で聞いていただいた後で、ここは実際にどうなっているのということを事務局側に審議のときに問いかけていただくと。プレゼンテーションが終わった後に、事務局のほうの感想を聞くと。このことに対してはどうですかということを聞いていく。こちらのほうから働きかけていくというのが1点目です。これだと、すり合わせとしては事務局サイドの主観という

部分が入る余地が少し少なくなってくると思います。

2点目としては、やっぱり自分たちで見たいということであれば、設定をどこかでしていただく。ただ、全員そろって同じ時間帯でっていうのは、やや難しいかもしれません。そういうふうなことを考えていますので、あとは委員の皆さんから、じゃあこれに関してどういうふうにしていこうかということ、委員の総意で、私は決めていただいていると思います。その事務局側からの意見をこちらから問いかけて投げかけたものを聞くというやり方にするのか、それか、実際に自分たちで、市のほうで車出してもらって行くよという形にするのか、その辺は、私は納得いく形でいいと思うんですよ。ですから、そのあたりについて、ぜひ御意見をいただきたいなと思っています。

どうでしょうか、4番委員さん、お答えになりましたか。

○4番委員 満足してないんです。この3月議会ではだめだと。12月議会でなかったらあかんという理由については聞かせていただきました。これは、法人の意見というものを設計上に反映したいという、それもわかりますけれども、それは行政として、いかにも自主性がないと思うんです。こういう格好で運営していきたいという。そうしたことであれば、何も問題ない。次が11月7日です。今日の次が。これだけの膨大な資料をね、2回で決定せよというところに私は問題があるように思うんです。従って、12月にしなければならぬという、そういう必然性は感じられません。この点は指摘しておきたいと思います。

○議長 ほかの委員さんからもちょっと御質問というか、この点に関して、どういうふうにしたらいいいというふうに思うっていう御意見をぜひいただきたいんですね。それでまた、事務局とお話をしながら、ちょっと決定をしていくとか、考えていくということで、まずは4番委員さんの御意見いただきましたんで、お願いできますでしょうか。

○3番委員 この6者のね、この資料をね、一応11月7日までに全部目を通すわけですか。どの程度まで。

○事務局 この中にきょうの議題の中にも入れさせていただいてます書類審査の中で、法人の財務状況とか入れさせていただいております。この点につきましては、2番委員のほうから、後で説明をいただけるというふうに私ども考えてございます。ですので、その書類をすべてという形ではないわけなんですけども、特に財務関係になりますとなかなか資料をとってみても難しい面がございます。ですので、その点については、その専門の先生のほうで先に分析をしていただきまして、本日のこの会議の中で御披露いただくという

形を考えてございます。資料も法人によっては厚みが違うわけなんですけども、すべての部分について、そういう形をとっておりませんので、保育の内容とかそちらのほうについては見ていただかなくてはならない部分があるんですけども、この書類全般というものではございません。あと、規約とかの部分がございます。それも、法人によって大分枚数が異なっております。ですので、今回、ここのところに重点項目としての7項目挙げさせていただいておりますので、その点のうち、先ほど申しました2番は指定管理業務の安定した行う能力とかという点については、4番委員のほうからの報告という形の中で取り扱っていただきたいと思います。

○3番委員           この後で、またそれを順次説明してもらってということですか。

○事務局           はい。

○議長           少し、私のほうからちょっとどの程度の資料を皆さんに見ていただいたらいいか、具体的なことを少し申し上げたいと思います。

皆さんお手元の資料の中で一番最初にとったら出てきましたので、まずはこの社会福祉法人〇〇という、このピンクのファイルのほうですね、こちらのほうを出してみてください。実際に法人さん、大体これが標準です。まあ大きいのもありますけれども、このサイズで出てきております。この法人〇〇さんの、まずはピンクのファイルですね。

こちらのほうの最初のページをあけていただきまして、提出書類一覧表というのがあります。提出書類一覧表というのが法人〇〇さんの書類についております。あくまで法人〇〇を挙げたのは例ですので、これはほかの法人さんも様式は全く同じだというふうに御理解をください。ここの番号の中の(1)から(11)まで提出書類が出ております。特に、皆さん方に見ていただきたい保育の質にかかわる部分ですけれども、まずは(2)の事業計画書です。これが、やはりすみだこども園のその指定管理をどういうふうを受け持って、私たちは保育の質をどのように追及をしていますという概要を書かれたものなので、こちらのほうをまずは見ていただきたいと思います。実は、2番、3番、4番、5番というのは、財務会計上の部分になりますので、こちらのほうは専門家である岡橋先生のほうから御助言をいただく。で、御判断いただくということになっておりますので、特に目を通していただく必要はございません。それから、6、7、8、9、10というのは、実はこれは法人としての出願要件を満たしているかということです。いわゆる定款があるか、法人はどんな人かというようなものですので、こちらのほうも余りにしていただくことはありません。ですから、実際に見ていただきたいのは、むしろ先ほどの(2)番と

(11) 番です。11番のところでも、特にごらんになっていただきたいのは、まずは、アですね。現在運営している施設の概要書、今までの法人実績がこれでわかりますので、アのほうをまず見ていただきたい。それから、イのほうに指導監査表というのがあります。この指導監査表は、法人に行政のほうから指導監査ということで、何か悪い点がないかなということが入っております。それに対する結果が出ておりますので、過去の法人の運営実績というのがわかると思います。ウとエは、管理上の話です。エは見ていただくといいですね。だから、ア、イ、エ。園のしおりとパンフレット、それから、オ園だよりというのは、保育園のお父さん、お母さんに渡されるものです。ですから、やっぱりこれはどういう園を実際に運営しているかがエ、オで目に見えるところだと思います。それから、カから、カ、キ、クぐらいですね。カ、キ、クは、保育のやり方です。保育士さんがデイリープログラムというものであるとか、年間の保育目標を立てられるので、その部分を知りたい場合はこちらをごらんください。で、給食に関してはケの献立表ですね。そして、職員研修の実績についてはサということで、実際にごらんになっていただく資料は、実は、2番と11番ということになります。こちらのほうの、実際に申請書のほうを見ていただきますと、2番のところの部分のシールがついてあるところ、こちらのほうと11番のほうのアから全部じゃないですけども、該当に当てはまるところを見ていただきますと、大体の書類上の保育の質はわかるということになっております。

事務局のほうは、私が判断したところはこういう形ですけども、何か補足でつけ加えること等はございますか。どうですか。

○事務局            ごさいません。

○議長            いいですか。ということなので、全くすべて見ていただく必要はないということですか。

3番委員、よろしいでしょうか。

ほかに、先ほどの4番委員が論点に出された部分ですね、むしろ私は、何かどうでしょう、事務局上、何回かかけるのであれば何回かかけてもいいと思いますし。ただ、施設見学をちょっと全体この18人でできるかなというものはありますね。だから、どういうふうにお考えになっていただくかということ、ぜひ御意見を。保護者さんのほうからでも結構です。実際に通われるのは保護者さんのお子さんなんで、ぜひ御意見お願いしたいと思いますが、いかがでしょう。公募の委員さんでも結構です。保育園の園長さんでも結構です。ぜひお願いします。

○5番委員 実際、やっぱり先ほど2点おっしゃった書類とプレゼンと、あとはわからないことは事務局側にお聞きするっていうのがやっぱりスムーズに行くとは思いますが、やはり子どもを通わす身ですと、今通っている保育園と、この6つの法人とを比べてみまして、実際、雰囲気であったりとか、職員の数はわかるんですけども、職員の年齢層であったりとか子どもへのかかわり方であったりとかは、目で見ても体で感じてみたいなどという思いは強く持っています。でも、おっしゃるとおり全員でというのは難しいのはわかるんですけども、何かいい方法はないかなというふうには思います。

○議長 ほか、一応、御意見があったらちょっと御意見をぜひ言っていただいて、それで納得してからやっぱり方針を決めたいと思うんですね。そういう御意見を皆さん出していただければ、事務局のほうでもじゃあこうしようっていう案も出てくると思いますのでね。いかがでしょうか。ほかに御意見等はございますか。

はい、お願いします。

○11番委員 私も園に通っている子どもたちの表情っていうか、雰囲気は見れたら見たいなっていうか、資料を見ても、素人なんではっきり言ってよくわからないと思うんですよ。直感みたいなんもちょっとあれかと思えますけど、実際この文章を見たって、どの程度自分が理解できるかっていうのがよくわからないんで、実際出た方が理解しやすいのかなっていう気はしています。

あともう一つなんですけど、給食の話なんですけども、給食については、現在の橋本市の保育園の献立表と一緒にというようなことを前聞いていたんですけども、こども園になっても今までのアレルギー対応とかは今までどおりやってもらえるっていうような説明が以前あったと思うんですけども、それと、今回のこの10点の点数のつけ方の意味がよくわからないんですけども、そういうのはどういうふうな感じのことなのかなというのが。

○議長 じゃあ、11番委員のほうから、2点御質問出ましたんで、前者のほうに関しては、今まだ検討している事項ですので、特には私のほう言いません。

給食の考え方について、事務局のほうから、少し補足説明をお願いいたします。

○事務局 こども園だったら、橋本市立で栄養士が献立を立てて、それに基づいてしてもらおうんですけども、今現在している法人さんの給食、そこでどれだけ給食のほうへ力を入れているか。アレルギー対策に除去食、ただ、ぐあい悪いものを除くだけではなくて、代替食、子どもの栄養を考えて、かわりにどれだけ子どもたちに栄養あるものを取り入れていくのか。それを、今現在の法人さんのその姿勢を見たいと思って、こういうふうに入

れさせていただきました。給食に力を入れているっていうことは、そのほかの保育の面にも共通して力を入れてもらえているのかなという思いもあります。

○議長 どうですか。特にそれはお話をしておきまして、今も前からやられているものを基準に見てほしいということですね。そういう理解でよろしいんですね。私の質問の意味伝わりました。

○事務局 法人さんがそれに対してどういうふうに今までしているかっていうことを見てもらうということで、こども園があれば今までどおりの市のそういう方針でもらえるとは思いますが、給食をしているその姿勢がいろんなところへ伝わっていると思うので、その給食でも点数多く見てもらえたらということです。

○議長 まず、質問事項については以上なんですけど、いかがですか、11番委員、よろしいですか。

その意味を姿勢というのはどういうことかということ、先ほどのこの社会福祉法人〇〇の提出書類一覧表のほうを少し見てください。そうしたときに、(11)番のケのほうです。献立表ですけど、これは直近のものを出していただいている。だから、今現在、その既存保育園でやっておられるものに一番最近のものということで、御確認いただけるということになっております。補足ですけども、つけ加えておきます。

よろしいでしょうか。皆さん、御疑問等はございますか。

先ほどの部分に戻らせていただいて、大丈夫ですか。

そしたら、4番委員がおっしゃられた意見に対してのほかの皆さんの御意見もぜひ伺いをしたいので、お願いをしたいんですけれどもいかがでしょう。

はい、お願いします。

○7番委員 さっきから言われていたみたいに、みんなで行くのは無理だったら、事務局のほうでビデオ撮影なりなんなりして上映会とかするのはいかがなものでしょう。子どもの雰囲気も撮ってきてもらって、それやったらこちらのほうでもみんなで見たいなら見れることもできるんじゃないかなと、私は思ったんですけどもどうでしょうか。

○議長 いいですね。それだと、多分情報は一律的に入るかなと。希望者だけで行かれるということになりますと、点数に行かれた方と行かれない方で多分格差がひどくつくということになりますし、印象に左右されることもありますので、なかなかそういう意味ではいいかもしれないなというふうに私は思いました。

ほかに御意見等ございますか。どうでしょう。

はい、お願いします。

○9番委員　ビデオ上映もすごくいいなって思って聞いていたんですけども、ビデオに撮るってなると、結構つくれたりしますよね、その上映の間だけみたいなの。なんかその辺どこまで真実のふだんの様子っていうのが、6法人平等に持ってこられるかなっていうのは、ちょっと思いました。

○議長　もし仮に、そういうことをやるとしてですね、橋本市さんのほうで、多分ビデオ撮影にお手数ですけども行っていただくことになると思うんですね。そうしたときに、なるべく同条件をとということであれば、どのようなことが考えられますか。もし、御意見があればお願いします。

○事務局　よろしいですか。今回のここにあります資料の中にも、園の風景とか写っている写真があるんです。すごく個人情報になってくるということで、子どもさんの映像を使うというようになったときに、その辺の理解がすべての園のほうでいただけるかどうかというの、ちょっと私どものほうとしても確認をとっておりません。今の段階で。この資料の中でも、最初のとときに守秘義務っていう形でお話させていただいたのも、法人さんのほうから取り扱いについては、そういう写真等についてはすごく敏感になっているところもございます。ですので、その辺の取り扱いについては十分お願いしたいという要望もありますので、今回、確かにビデオを見ていただくとか、黙って撮らせていただいたら自然な姿が映るので、こういうところでこういう保育をしているというのが、委員の皆様に見ていただくのに大変いいのかなとは確かに思います。仮に、この委員会のほうでそういう形の結論が出るようであれば、一度、法人とも話し合わないで、ここの段階ですぐ受けさせていただいて、そういう形でビデオ撮らせていただきますという、事務局としてのお答え方はちょっと難しいかなというふうには考えております。

○議長　はい、わかりました。

そしたら、どうしようかな。ビデオ撮影は直には無理っていうわけではないんですけども、こういう形にされたらどうですか。一応ちょっともしかしたら演技しているかもっていう話になるかもしれないですけど、やはり子どもの個人情報の関係から、ビデオ撮影を黙って撮るというのはやっぱり難しいと思うんですね。ですから、あらかじめ申し上げておくと。で、指定の日時というか、事務局が決めた日時で伺わせていただくと。で、同じ時間数だけ撮影をさせていただくと。例えば、園で長短が出てしまったら、それは利益不利益

になりますので、同じような形で同じ時間数のみ撮影をさせていただく。で、もし、撮影を拒否された場合は、もう撮れないという形で、そこはそういう協議でされた姿勢というのを、逆にプレゼンの部分でお聞きいただいたらいいと思います。というふうにしか、ちょっとやりようがないのかなというふうには感じますね。多分、何らかの形で条件をつけてこられるかもしれません。子どもの後ろ姿しか撮らないとか、そういう条件で映されるというところもあっていいだろうし、うちは全くノーシャットだよと。そういう理由はプレゼンで聞いてもらったらいんですけれども、そういうふうにちょっと確認していただくぐらいしかないのかなと思いますね。

いかがでしょうか。7番委員さんですね、いかがですか。

○7番委員 さっき言われたみたいに、演技かもしれない、でも撮られへんかもしれないっていう、そういうのを聞いて、確かにうんうん納得いくって聞いたけども、委員長のおっしゃったとおりに、撮ってほしくないんやったら撮ってほしくないなりに後で理由を聞こうじゃないかという姿勢は、私はいいいと思います。でも、やっぱり何もしないで終わりっていうのは、私はちょっと嫌なんで、それでもしてくれるならそのほうがありがたいと、私は思います。

○議長 基本的には、ほかの皆さんいかがですか。私、御提案させていただいたのは、多分交渉すれば無理な形ではないと思います。そのビデオテープについても、この委員会限りとして、終了した後に廃棄をするという形でお約束をしていただければよろしいかと思えます。

いかがですか。もしちょっと疑問点とか何かあるんだったら、本当ぜひいただきたいんですね。それは、私の勝手な結論でやっぱり進めたくはありませんので。

一応、じゃあそしたら、その形でちょっとトライをさせてもらおうという形でもよろしいですか。大丈夫でしょうか。特に、保護者さんのほうにお伺いしたいんですね。

杉谷さん、どうですか。

○5番委員 よくわかります。本当のことを言うと、やっぱり見てみたいという、保護者の立場からしては見てみたいというところはちょっと譲れないくらいあるんですけども、例えば、その見に行く委員さん、見に行っていない委員さんがおられて、点数に差が出るとちょっと支障があるということなんですけども、見に行った人なりの点数をつけたらいいと思うし、見に行けなかった方なりのこの書類なりなんりの方法での点数であってもいいんじゃないかなというふうにも思えるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長　　そうですね。もし皆さんがそういう形でも御了承いただくということでありましたら、事務局がこれ実現可能かわからないですけれども、二段構えにさせていただければというふうに感じています。私の私案を申し上げます。

1点目は、まずは、何らかの形で今から11月の7日まで時間がありますので、事務局のほうで交渉をしていただいて、各園のビデオ撮影がもし可能であればさせていただくということですね。時間は、少し何分ということは、この委員会のほうで決めて区切りましょう。その上映会というのをやると。やるとしたときにですね、皆さん、7日は午前中はあいてますか。もし可能であれば、むしろ午後からやられるよりは、1日を通して、午前中にあらかじめ見ておいて、午後にプレゼンに挑むという形でも結構だと思います。私はそれぐらい力を入れて多分やるべきだというふうに思っています。

もう一つとしては、11月の7日までの間に、事務局のほうで保護者さんを中心に視察の日時をとっていただいて、それで視察を何らかの形でしていただく。もちろん、長時間というわけにはいかないかもしれないですし、園の関係上、限られると思うんですよ。いつ来てくださいますとかいう話とかね。で、そういう形で、希望者は行っていただくという形。その二段構えに、可能であればできるのが一番保護者さんの気持ちも納得ができると思うんです。それで、お仕事もある方もいらっしゃるんで、出れるか出れないかっていうのはお任せをすると。私も調整してできる限りは行きたいと思います。ただ授業がありますので、全部行けるかどうかはちょっとわかりませんが。

そういう形の提案を今させていただいてますけど、事務局としてはどうでしょうか。いけますか。

○事務局　　すぐにお答えしにくいところがございます。6法人があります。やはり、行く限りは6法人全てというのが絶対原則だと思うんです。そうすると、先ほども申し上げましたように、やはり保育の中心時間とかはやっぱり午前10時過ぎぐらいになってまいります。そうすると、保育を見ますので、1日1カ所と考えていただきたいんです。建物だけの評価だけでしたら、これと関係ないので1日に回れる範囲で4カ所も5カ所も回っても行けると思うんですけど、そんなことをしても全く無意味になりますので、やはり午前10時から11時ぐらいの保育の中心に見ていただけたらというのが一番いいのかなと思いますので、その辺も含めて、委員様のほうでちょっと意見の交換もお願いしたいなと思うんですけど。

○議長　　今、暫時休憩というお言葉が出ましたので、5分間ちょっと休憩ということ

にさせていただきます。お考えのほう、ちょっとまとめいただいて、それから、やっぱり審議に差が出てしまうというようなことも皆さん思われているかもしれないので、その辺について、忌憚のない御意見、委員会としての御意見をいただきたいと思いますので、5分暫時休憩ということでよろしく申し上げます。

なお、終了時間については、申しわけないんですけど、多分9時を過ぎると思いますので、それはもう御了承ください。よろしく申し上げます。

(暫時休憩)

○議長　　じゃあ、申しわけないですけども、一応、暫時休憩切り上げさせていただいて、始めさせていただきたいと思います。皆さんおそろいでしょうか。大丈夫ですか。

引き続き、先ほどの件について御意見ををお願いをしたいんですけども、いかがですか、委員さん。御忌憚のない意見をお願いします。

いかがですか。どうですかね。なかなかすみません、ざっくばらんにね、私のほうで話させてもらおうと、実際に訪問に行くというふうな形になると、時間的な関係もありますし、後はすべての人が、一人の人がね、6法人全部行ければいいんですけども、そうじゃなかったらやっぱりそれでも一人の方のところで点数に差がついてしまうんですね。だから、そういう意味で言えば、現実的に訪問の部分っていうのを、その採点に反映するっていうのは、やり方としては、私は手法的には非常に難しいかなというふうに思っています。

ただ、先ほど保護者さんの意見は十分お伺いしましたので、できれば演技のようになってしまうかもしれないけれども、事務局が撮りに行くか法人さんが撮ってきってもらうかはともかくとして、何らかの形で保護者の皆さんに実際の映像というのをごらんにかける機会の保障は私はしたいなというふうに個人的にはすごく思っております。ですから、なるだけその方向に沿うような形でっていうふうに進めさせていただきたいというのが、委員長としての私の希望です。

そのあたりに対しては、御意見はいかがでしょう。どうでしょうか。

はい、お願いします。

○9番委員　　ビデオの撮影にもしこっちから行くのであれば、だれかがこの橋本市から、三重県なり遠くの法人のところに行くのであれば、行きたい人はそれについて行くというのは不可能なんじゃないかな。

○議長　　どうでしょう。ちょっとわからないんで、事務局のほうがどうかということなんですけれどもね。

○9番委員 できれば見たいです。

○事務局 一応、行くという形で答えが委員会の中での方向であれば、各法人との折衝という形で窓口はこちらになっておりますので、そのとおりに踏まえさせていただきます。

ただ、一つは本日の資料の8のほうにあるんですけども、次回、11月7日にもともと2回目の選定委員会を開いていただく予定の中で、ちょっとこちらのほうから御審議をいただきたいなというものがございました。それは、プレゼンテーションを2回目にしていただくという中で、そのプレゼンテーションの形式内容をどうしていくかというのを後ほど御審議いただきたかったわけです。その中に、一つはパワーポイントの持ち込みというものをどうするかというのを御審議いただきたい内容を考えていたところでした。そうしたときに、パワーポイントのほうで一定ビデオとかも全部導入できますので、見れることは見れるかなという気はしていたんですけども、私どもとしては、最終的にこの委員会で、方向として決定が出された形についてはそれに合わせさせていただくという考えを持っております。

ただ、先ほど申しました事務局のほうで既に見せていただいたというのも、すべてこれについては保育、それから幼稚園・保育園のベテランの保育士さん教諭の方に行っていたいて、保育の中身を見ていただきました。ですので、私たちは事務屋ですので単純なところしか見れないという形になるんですけども、その辺については、既に3人の方の目で見られている法人もございます。そういう形で事務局のほうでは行ってみせていただいて取りまとめはしておりますが、先ほど委員長からお話がありましたように、私どもが先にそれを前面に出しますと、皆、委員さんのほうにあそこはこんな法人でここはこんな法人でというイメージ的なものが植え込まれてしまうっていうことで、皆さんのほうも最終的なところでその報告をいただいているかどうかというお話をいただいております。

ちょっと取りとめがなくなっただんですけども、今、9番委員さんのほうから言われた最終的に委員会のほうで再度ビデオだけは絶対撮るという形で、この委員会のほうで最終的に結論が出たときには、その取り組みをする中で、それはこの日とこの日とこの日がどこの法人さんに行きますよという情報を各委員さんに流させていただくことは可能です。ただ、車の用意っていうのがあるので、何人の委員さんが行っていただけるかによってちょっと車の大きさも変えなアカンんですけど、そういうことについては可能なことは可能だと思います。ただ、すべての園に同じ方が行けるか行けないかっていうのは、まだ委員会のほうでの御審議をお願いしたいなと、その結果としてどういうふうな審査をしていただ

けるかとかも含めてはお願いしたいなど。事務局としては、そういう方向が出れば可能なことは可能です。

○議長　　じゃあ、結論から言うと、大きく二つのやり方に分けられるということですね。

1点目は、プレゼンテーションの範囲ということで、例えば10分程度、その法人さんのほうで撮影をしてきていただくと。撮影をしてこない、ないしは拒否するという場合は、それを明確になぜかということをお願いしたいというのが1点目です。

2点目としては、事務局のほうで交渉をして撮影に行くと。それに関しては、来ていただくことは実務上は可能であると。車の用意はありますけど。でもそれに対して、行ける人行けない人が出るので、皆さん方がどうお感じになられるかということですね。

その2点の、大まかに分けたやり方があると思うんですけども、これをちょっとどうされるかということで御意見をいただきたい。そういうふうに私は理解をしましたけれども、どうでしょう、5番委員さん。すいません、講義の調子でがんがんに質問を飛ばしていますけれども。

○5番委員　　見学もできる可能性を残す方向でさせていただけたらなと思っています。

○議長　　そのあたりですけれども、行ける行けないという差が出るというのは別によろしいですか。

○12番委員　　そういった差は出るのはいたし方ないと思うんですけども、ただ、行かれる方の中でこの法人は行けたけどもここは行けなかったよということでは、その一人の人の中で行ったところと行かないところでやっぱり見てきて感じるものってというのはきとおありになると思いますので、差が出てしまうので、行かれるのであればすべての施設に行ける方は行っていただくのはいいのかもわかりませんが、その点ちょっと議論していただいたらどうかなと思います。

○議長　　はい、お願いします。

○4番委員　　私はビデオについてはね、その園舎のビデオを撮ってもしゃあないし、本来は保護者の意見を聞きたいですと。

○議長　　保護者の意見。向こうに通っておられる。

○4番委員　　そうそうそう、保護者の園の運営、あとどのように感じてるかね、それを聞きたいんです。園舎はビデオ撮ったかってね、あんまり関係ないと思うんでね、そういうことで、そういう意味で言ったら具体的に法人〇〇、それから法人〇〇、それから法

人〇〇が近く可能であると思うんです。

○議長　　じゃあ、まとめますと、子どもの様子をちょっと前でも後ろでも映していた  
だくとともに、保護者の意見を入れたものを映してもらおうと。

○4番委員　　それは内緒で聞かなあかんやろ。

○議長　　内緒はちょっとそれ事務処理上できるのかなというか、まずは法人の保護者  
の感想を橋本市が直接聞くのは無理ですよ、園を通さないと。園を通してだったら多分、  
予想ですよ、いいですよって言ってくれる人を全部選ぶと思うんです。それはどうでしょ  
うかね。効果があるのかどうかというのはありますけれども。

そのあたり、保護者の皆さんいかがですか。いかがですか、委員さん。保育園の園長さ  
ん、幼稚園の園長さんはどう思われますか。すいません、突然振りまして。

○18番委員　　保護者の意見は率直な意見だと思います。読むよりも聞くよりもやっぱ  
り目で確かめたいっていうのがあるやろなって思うから、私も保護者さんの意見を十分反  
映してあげてほしいかなって思います。自分たちがやっている保育も自信持って見てもら  
いたいって思うように努力をしているので、向こう様も同じように自信を持って見てもら  
いたいって思っておられるんじゃないかなと思います。

○議長　　ということで、ほかに御意見は。どうでしょうか。

論点が幾つかあるので、少しまとめさせていただきます。

園のほうでDVDで撮ってきてもらおうとか、ビデオで分数を指定して撮ってきてもら  
うのと、事務局が行かれたのに保護者さんが任意でついてきていただくというのと、  
まずはどちらがいいかというのが1点目。

2点目に関しては、できるだけそれに関しては全部参加をしていただきたいと。一つで  
も参加していただけない場合は、そういった先入観が残っているということを目覚めて点  
数をつけていただきたいということですね。それが2点目の論点です。

3点目の論点としては、向こうの保護者さんのインタビューをしてくるかということな  
んですが、この3点の部分に対して、委員会としての結論というのをお願いをしたいと思  
うんですね。どういうふうに思われるかというのをその点に関して御意見をいただきたい  
と。特にその件に関しては、こちらの方はなかなか言いづらいと思いますので、ぜひ保護  
者さん、ないし地域の方の御意見をお願いしたいと思います。

はい、お願いします。

○5番委員　　12番委員さんがおっしゃったとおり、やっぱりこの園だけ見に行っ

あそこの園見に行かなかったって差が出てくるのは当然だと思うので、行くからには6園見に行けるぐらいの気概で行かなあかんというふうに思っています。

もう1点、向こうの保護者さんの生の意見を聞きたいのは、もうそれはすごく思うんですけども、保護者さんの意見を聞ける場所と聞けない場所があると思うので、やっぱり聞けない場所ができてしまうんやったら、なしということにしてしまわなあかんのかなというふうには思います。

○議長 はい、ほかの保護者さんいかがですか。どうでしょう。

○11番委員 先ほど保護者さんの意見をインタビューしたらっていう件なんですけども、やっぱりその、言っているのかどうか分からないけど、例えば〇〇保育園に行かせている人はそこがいいと思って行っているわけやから、やっぱり皆さんいいと思って行かせていると思うんですよ。嫌やと思っている人は多分ほかのところ選んでいるんで、多分皆さんいいって言うとは思いますが。

○議長 そうですよ。ほかに御意見はございますか。いかがでしょうか。御発言いただけない方はぜひ。すみません、ということで、がんがん今、回していきますんで、6番委員さん、どうですか。

○6番委員 本来は行っている親の方の意見ももらえたらいいとは思いますが、11番委員さんも言われているように、やっぱりいいと思って行ってるんだろうなというのも感じるんで、意見もらえたらいいんですけど、その点はなくても仕方ないかなと思います。

○議長 ありがとうございます。

7番委員さん、8番委員さん、どうですか。

○8番委員 そうですね、私も実際のところ、本当見学は全部させていただきたいんですが、保護者の方にアンケートとか聞くのはどうなんだろうかって今思ったんですけども難しいですか。

○議長 ただ、それも微妙な感じしますよ、多分。無理かもしれません。申しわけないです。

7番委員さん、9番委員さん、どうですか。

○9番委員 保護者の方の意見は、その保護者の方がどういう保護者の方かって言ったら変やけど、どこまで公正な目でっていうのかな、見れているのかどうか。特にもし先生とちょっともめた後の方だったら、こういう意見になるかなとか思う、そういうふだん

の人間関係の中でね、気持ちもこう動いているとは思っているので、ちょっとこの選定の場で伺う意見としては余り適正なというか、公正な立場で見られた意見というのはなかなか持つてきにくいんじゃないかなというのは思います。

○議長 ありがとうございます。

7番委員さん、どうですか。

○7番委員 私やったら、保護者として幼稚園に通っていて、何かわからんけどアンケートがきた、答えようか、すごく適当な答えを書いてしまうと思います。私その立場なら。だから、私もさっき言われたみたいに、見たって何の結果も得られない資料やったら要らないと思います。

○議長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ある方はいらっしゃいます。どうですか。

お話を聞いてきた中では、事務局として進められるか検討していただきたいんですけども、できれば事務局のほうで、期間を決めて撮影をしに行ってもらおうと。それは事前に交渉してください。その日時はなるべく保護者さんサイド、公募の委員さんサイドには早目に伝えて、来られる日程調整をしていただくと。後の委員さんにも周知いただいて、行ける方は期限を切って行ってもらおうということで、それで採点のほうは先ほど注意事項申し上げましたので、そういう形で対応をしていただくというのでは、落としどころではいかがでしょうか。

どうでしょう。いいですか。よろしいでしょうか。

では、そういう形の方向性ということで、後で事務局のほうから日程を詰めていただいて、保護者さん中心に御連絡をぜひいただきたいと。そういう形で進めさせていただいたほうがよろしいですね。そうしましょう。

御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

では、その撮影の分数ですけれども、6法人ありますんでね、20分とかにしたらむちゃくちゃ長くなるんですよ。2時間、映画の撮影会になりますんで、10分か15分、事務局で可能な方を選択してください。で、条件を決めてやる。できればですよ、これは提案になりますけれども、11月7日、可能であれば午前中からお願いをしたい。皆さん、午前中はいかがでしょう。絶対だめだという方いらっしゃいますか。どうですか。

○15番委員 11月7日は何時からですか。

○事務局　　もともとは1時からです。

○議長　　1時からなんで、できれば10時半か10時ぐらいから設定してもらって、1時間撮影会でお昼を適当に食べていただく、ないしはどちらでもいいです。御用意していただく、どちらでも構いません。やっていただいて、午後からプレゼンテーション、どうですか。

○議長　　長時間です。でも、長時間がやっぱりそれは納得して選ぶので、それはもうきょうは1日仕事だと思ってやりましょう。私も覚悟を決めました。

どうですか、事務局。

○事務局　　もうそういう方向ですぐに取り組ませていただきます。

○議長　　はい、それで頑張りましょう。

ほかに審査基準について、御疑問等はございますか。

○10番委員　　一番初めから今回出席させてもらったときに疑問に思ったことがあるんですよ。いわゆる幼稚園は文科省関係、そして保育園は厚生省とかなんとかっていう割合で、世の中の要求にかかわらずずっと別々にきたと。私、一番初め言いましたように、例えばここにも書いてあるように、適切な教育・保育提供能力とこの書いてある内容はずいぶん、これ知ってそれに基づいて、我々審査できるんで、この内容を具体的にどうこうってここで論議したら長くなりますけれども、この辺が先ほど来の討議と全然別の要素で残っておると思うんです。そうでないと基本的なことが考えられないと。きょうは幼稚園の園長様もおいでだったから特に聞きたいのは一番目、ここを卒園したら義務教育にはいるわけですよ。保育園であろうが幼稚園でも今度行くわけですから、その意味で、このその幼稚園の教育要領というやつに基づいて幼稚園はやってきたこの文科省のほうからすればですね、そうするとさっき言いましたように、義務教育になったら学校指導要領というのがあって、それに基づいてまた教育をやっていくわけです。このつながりで、このどこかの保育園も書いてありますけど、この幼稚園教育要領を基本としてやりたいと。これ法律で決まっている。私きょうは出てきたんは理由があるんですよ。なぜかと言うと、下兵庫なんですけど、統合されて隅田のほうへ行くというときに、市のほうの御説明にあったと思うんで、下兵庫・河瀬には対象の幼稚園が今の10倍以上おると。そのほとんど地元の幼稚園に行かないやないかと。この理由はいろいろあるんです。あるけれども、基本的に幼稚園の指導要領に基づいてやっておると。恐らくやっておると思うんです。それは何も否定しませんけれども、それと現場の御父兄の要求とかなり対峙しとるん違うかなと。

例えば、ここから隣、河内長野っていう市があるんです。あそこは幼稚園ありますけれども、1園ですよ、公立は。全部私立になっているんです。お金は市から出しているんですね。それはどういうことを言いたいかというと、あの辺になると、今度学習指導要録が変わるんで、小学校でも英語が取り入れられるということになっておるんです。ところが、そんなことを入れんときでも、私立の幼稚園なんて人集めっていうのはやっぱり世の中の要求でですね、幼稚園の中でも英語を習わせたりなんかすることを取り入れて、いわゆる父兄の要求に応じてやっておると。これはしかし、幼稚園の指導要領からいくと違反かわかりませんね。そういうこと書いてないわけですから。

今回、すみだこども園はそういう父兄の要求を十分受け入れられるような体制になっているか、ここの説明、今どこから聞いてもそういうことを全然書いてないんです。基本として書いてある。我々としては、そういうかなりゆとり、いわゆる幅の広い見地からこの教育内容、あるいは保育内容について、ゆとりがあるようなことで審査できるのかどうか、その辺について、委員長、一つお聞きしたいんです。

○議長　　はい、いわゆるその保育所の要綱、幼稚園の要綱にのっとってなされているかの検討ができるかということですね。

○10番委員　　いや、それ以上にですね、いわゆるさっき言った地元の幼稚園になぜ来ないかということ、御父兄のほうはもっといろんな要求あるんですよ。保育っていうことだけじゃなしに教育についてもですね、ところが指導要領ではそれ載ってないわけです。せんでもいいわけよ。それは現在、私立の幼稚園やったらほぼやっているんですよ。それはなぜかということ、父兄の要求とかいろいろあってやっているわけじゃないですか。そういうことができるのかどうかっていうことを私は聞いているんです。

○議長　　申請法人ですね。多分ですね、基礎的な資料は御要望いただければ、事務局のほうからお渡しは橋本市の現状なんかいただけると思います。できるのかっていうのは、むしろプレゼンテーションのほうで聞いていただければ、本当に実際にできるのか、審査の法人さんに聞いていただくのが一番だというふうに思います。

どうなんでしょう。もうそれはできるかどうかは審査の法人さんに御確認をいただくと。プレゼンテーションの場で御確認をいただく。その部分についての、例えば保育所の要領であるとか幼稚園の指導要領っていうようなものは、こちらのほうで基礎資料として出させていただきますことはできますね。

そうですね、はい、できます。

○10番委員　　ここの資料以外に出すっていうことですね。

○議長　　だから、いわゆる文科省・厚生労働省が出している要綱ですか。

○10番委員　　その一つの例として私言ったんでね、そういう余裕ある人間ができるかどうかというのを言うとするんですよ。この指導要領にきちっとはまってしまって、それにゆとりがないから子どもが行かんのじゃないか、現代の幼稚園に。時間があって午前だけしてそういうのは間違いじゃないんだけど、現場の要求っていうのはやっぱり午後も見てくれとかもっとあるじゃないですか。そういうふうな幼稚園に行かんとね。具体的にね。こういうことの問題起っている。今度の場合も今言ったように営業能力を言ったんだけど、専門でそんなことばかり仕事とするから、今日気になっておったんですよ。そういうことは今度父兄の要求に応じてできるかどうかということを聞いとるんです。

○議長　　まさにそれはプレゼンテーションで確かめていただく。実際に来ていただきますから。

○10番委員　　いや、そのときはいるんだけど、ここにある資料以外にまだ出せるかっていうことを聞いているんですよ。

○議長　　追加資料は出していただくことは可能ですね。どうでしょう、事務局のほうから何かありますか。

事前にこういう資料が欲しいということが委員さんの御要望であれば、それをお伝えして、全法人さんに出していただくことは可能です。

○10番委員　　いけるんですか。

○議長　　いけます。プレゼンテーションは別に追加資料の持ち込みは禁止はしておりません。こちらのほうからこういった資料をとった要望を出すことも可能です。ですから、それは個々人の委員さんでこの資料をごらんになっていただいて、事前でないで困るんですけれども、こういう資料をとることを事務局に申しつけていただければ出すことは可能ですね。

○事務局　　委員会で決定していただけるのであれば、そういう方向で法人に連絡をとります。

○議長　　ですから、大丈夫だと思います。

○14番委員　　6つの法人が出ていますのでね、その中身についてはやっぱりプレゼンテーションで聞くことになると思うんです。

それと、こども園そのものの考え方っていうのが根本にある中での法人の選定なんです

ね、こども園っていうのはやっぱり文科省の短時間幼稚園と、厚生労働省の保育園が合体したものでありますのでね、どちらもその生かした中での合体施設でございますので、その中でどこまでできるかっていうことについては、法人に聞いてもらわないと仕方ないですけれども、法的に許す限り市としては認めておるところがあります。その辺ちょっと質問の意味等がちょっとわかりにくいところがあるんですけれども、きょうの論議はそのところじゃなしに、法人選定のための話になろうと思いますので、こども園がどうかということについては、またちょっと別の機会ということになろうかと思えます。

○10番委員　いや、ちょっとしかしおかしいん違います。あなたが言うのは。なぜかって言うと、僕が言ったのは、ここで何もその内容を言うんじゃないしに、今度選定するときにそういう幅を持ってやっとなるかっていう資料があれば出せということであって、そういうこと言うとするんで、ちょっと誤解のないように頼みます。

○議長　　どうですか。

○12番委員　今の10番委員さんのちょっと御質問で、私理解できてない部分があるんですけれども、いろんなことにこの指定管理の市が示している指定管理料の中で、御父兄の方、保護者の方が要望すれば対応が可能かどうかという、そういう点をおっしゃられてるんでしょうか。っていいますのは、普通、一般の民間の法人さんでしたら、例えば英語とかいろんなメニューがあって、それをその一つの保育料の中でしているのもあれば、そのメニューを受けるのに別料金を支払われて受けているというのも多分あるのかなと思うんですけれども、保護者の方たちがどの程度を望まれているかっていうのがね、橋本市のそもそもの保育っていうのは、そういった英語までやりましょうとかそういう保育でないのが現状です。

保護者の方がどういような法人さんをお望みなのかということか、ちょっと私たちも現状を十分理解できてない、私自身ですけども、十分理解できてないので、そういうところまでを望んでおられるのかどうかによって変わってくるのかなとも思うんですけれども、ちょっと御質問の趣旨と今回選定の部分というのがわかりにくかったんで、お尋ねさせていただきます。

○10番委員　かなり明確に話したつもりでおるんですが、あなたはどう受け取ったか知りませんが、そういう幅を持って、ここ基本って書いてあるけども、今回我々は見てもええかどうかというのをさっきから言うておるんであって、そしたらその資料として、この6者ですか、6カ所がきとるところに自分とこはこういうことやっていますよ

ということぐらいの資料をここに提出するのには何の不思議でもないし、橋本市がどうしとるかって、橋本市が今非常にいいかどうかは非常に疑問ですよ。橋本市の幼稚園自体が、この辺をやっぱりもっとしっかりやらないとね、橋本市が一番進んで一番ええというんだったらええけど、そうじゃないと思うんです。もっともって私立の幼稚園なんかはしっかりやっていますよ。それはしかし、判断は皆子どもであり、そこに通わしている御父兄であってね、僕らが言う必要はないんですけどもね。

そうやから、今言っているのは、その幅があるかどうかということは何回も言うとするんです。その資料を出さなくなったら僕はこんな意味がないと思います。

以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。

話の内容を少しまとめさせていただきますね。

まずは、プレゼンテーションに関して、事前に委員さんから審査資料を見てもらって、全法人に対してこういう資料を出していただきたい。具体的に言っていただければ、提出は可能です。それは事前に機会を設けたいと思います。

で、保護者さんがどういった幅の保育園・こども園を望んでおられるかということについてなんですけど、これは実は後で御意見をいただきますので、それを聞いていただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

よろしいということで、では、少し時間も迫ってきましたんで、(1)、(2)の議題を終えさせていただいて、(3)にいてよろしいですか。

はい、じゃあいきたいと思います。

続きまして、(3)の書類審査に入りたいと思います。

「審査資料(比較表)の説明について」、ざっとで結構です。事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 書類審査の審査資料(比較表)の説明ですけれども、資料2のA3の横長、一番大きなペーパーですけれども、こちらをご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、先ほど申請書類が多いとか書類が膨大というようなお話がありましたけれども、主要な項目について法人ごとの内容をまとめたものになっております。

1ページ目が法人の概要等ということで、2ページ目以降が先ほど御審議いただきました審査基準の項目ごとに各法人の内容をまとめております。一部抜粋した部分があります

ので、詳しくは申請書のほうを見ていただきたいんですけども、大まかな部分についてはこれを見ていただいたらと思います。

以上となっております。

それと、資料3のほうに、審査項目に関して、公立園ではこうなっているかという資料もつけておりますので、公立園との比較で見ただけならばということで、そういった資料もつけておりますのでよろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。

この点、御質問というよりは、これは見ていただいて、次の回までじっくり見ていただきたいんですけど、膨大な資料なので、どこを見ていただいたらいいかというポイントをこれはもう抜き書きをしています。申請書の中からそのまま出させていただいておまして、該当ページ数も入れておりますので、逆に言うと、この部分をしっかりごらんいただければ審査ができるようになっております。

で、公立の部分との比較も資料3でさせていただいているということでもよろしいでしょうか。今の部分の審査表の点で御疑問等がございましたらおっしゃってください。

大丈夫ですか。どうでしょう。なんかすいません、ちっちゃい字で申し訳ないですが、ちょっとこれは眺めていただいて御判断をいただきたいなというふうに思っています。

で、財務状況ということで、次にお話をしたいんですけど、正直私も、すいません、私社会保障法学の人間なんで、お金は全然わからないんですよ。ですから、皆さんもお金に詳しい方もいらっしゃればそうじゃない方もいらっしゃると思うので、一応、専門家のほうから少しレクチャーをいただきたいというふうに思っています。

こういったところの財務状況についてですけども、まずは2番委員のほうから御説明をよろしくお願したいと思います。

お願いします。

○2番委員 主に財務分析のほうを担当しております。皆さんのお手元にあります資料4と資料9がそれに当たっています。資料4が概要とか総括に近いところです。資料9の13枚目にあるのが評価結果ということです。時間も押しておりますので、結果がそこにございますので、それを見ながらお聞きしていただければと思います。財務分析をするに当たって、資料というのが、2008年度と9年度、それぞれに対してそれぞれの法人の貸借対照表と事業活動収支計算書というのが提出されております。貸借対照表は皆さんも御存じかもしれませんが、いわゆるバランスシートっていうやつですね。法人の財産である

とか、その使途、あるいはどこから資金を得ているかということについて書かれたものが、その貸借対照表で、事業活動収支計算書というのが、いわゆる営利団体におけます損益計算書、P Lというものに相当しているものに当たるかと思います。どういう使い道で何を使ってどれぐらいの収益を得たかという話です。教育という問題に大事なお子さんを預けるところの法人の経営がどうかということについては、余り重要なポイントであるのかなと。僕自身は教育の成果を効率で見るというのはどうなんだろうという気は十分しますが、一応、やれということですのでやってまいりました。

どういふ方法で見たいかという、主に三つの観点から指標を挙げさせていただいています。これは大体普通の財務諸表分析の基礎になる部分です。順番にいきますと、上から経営の効率性、支払い能力、安全性と、お手元の2枚目ですね。それぞれの指標はいろんな項目がついていますけれども、ROAから自己資本比率に至るまで、それぞれどうやって計算するかというのが出ているわけで、それが2枚目の話です。

で、それぞれこういうROAっていうのは、事業活動収支差額に受取利息及び配当収入を足したものを期首・期末の平均の総資産額で割ったと。一番目の意味はそういうことですね。順次そういう形で、計算をして出していきましたというのが2枚目になっています。

3枚目以降は、それぞれの指標がどういう意味を持っておるんだろうかということについてまとめさせていただきました。例えば3枚目ですね、財務分析指標4分の2というところですが、経営の効率性、ROA、ROEというところですね、それぞれはシート案を分母にとってリターン、いわゆる収益に当たる部分を分子にとって割り算をしたもの、あるいは純資産を分母にとってという形で割り算をしたものがこのROAとROEになっているかと思います。それぞれ分母に対して分子が大きい方が望ましい。あるいは、効率的な経営をやっておるのではないかというのを、ある一定点で分析したにすぎません。

2枚目は支払い能力ですので、借入金などもありまして、負債を返済する場合に可能かどうか、どの程度可能なんだろうかということですね。基本的には1を超えていなければ、負債に関する支払いができないということですので、必要最低条件。で、当座比率というのは、その流動比率をさらに厳密に、要するに確実にキャッシュとして持っている部分がどの程度あるだろうかということとをさらに厳密にしたものがこの当座比率です。もちろん借金、あるいは借入金を、あるいはその利息ですね、払えるということが第一前提になっていて、そういう法人でないと任せたけれど破綻しちゃったというようなことがあってはならないということになってきます。

4番目は、自己資本で、つまり自分たちの資金で賄われているんだろうか、あるいはどの程度借入金があって、どの程度の収入で賄っているんだろうかということが、それぞれ自己資本比率であるとか利息支払倍率という形になっております。それぞれそういった意味がある指標を六つ、大きく分けると三つの観点から判断させていただいたということです。

スライドというか、ページの6ページからは、具体的な数字を挙げさせていただきました。これらの数字によって、先ほど挙げましたそれぞれの指標の結果が出てくるということになっています。例えば、2008年の貸借対照表のデータ、小さくて申しわけないですがそれぞれ法人〇〇から法人〇〇、法人〇〇、法人〇〇、法人〇〇、法人〇〇という順番に並んでおります。それが貸借対照表にかかわる項目。

次、7ページがいわゆる事業活動収支計算書にかかわる部分で、必要なところですね。経常収支差額というものと支払利息、雑損失、これらを足したものによって、ROAで割るという分子になる。あるいは当期活動収支差額、これがいわゆる純損益に当たる部分です。それを純資産で割ってしまうという形で、ROEが出るという形で必要なデータになっています。それらを計算しますと、結果としては、8ページに2008年度の結果が6項目にわたって出ています。数値として出しております。幾つか変な数字が出ていると思います。流動比率の法人〇〇のところなんですけど、 $\#DIV/0!$ と、これは分母にあたる部分がゼロだったということなので、いわゆる借金になる、負債になる部分がなかったということなので、いわゆる割り算としては無限大になってしまうという意味なので、これは借金がなかったの、負債がなかったのこういう形になる、同様に法人〇〇の利息支払倍率も同じような形になっているということですね。同様のことを2009年度のデータも含めてやってみました。それぞれの評価結果について、各指標の順位づけをしてほしいというリクエストでしたので、1位に6点、6法人ありますから1位から順次6点、5点、4点、3点、2点という形で、それぞれの指標の1位に6点、以下順次1点ずつ減じていって、6位のところに1点をとという形でつけて、玄関の総ポイントによって、一応の順位づけを試みたりという形になります。それを行って見たところ、最終ページですね、13ページ目の2008年度、9年度合計という形になっています。合計が多い順番に法人〇〇、法人〇〇、法人〇〇、法人〇〇、法人〇〇という順番に並びました。

ただし、単年度で言いますと、例えば2008年の1位は法人〇〇が1位だったということなので、2年間の総ポイントで考えるとこういう順番で、結果としてはなつたと。単年度

で見ればそれぞれ違うかもしれませんが、一応、平均してどうだったんだろうかなというふうなのが2カ年のデータを与えておりますので、そのほうがよかったかなということです。

これらをもとに、資料の4をごらんください。

資料の9の13ページを見ていただきながら資料の4を見てください。

経営の統一性などなど、順位づけをしたのが載っております。例えば、2008年の効率性につきましては法人〇〇です。申しわけありません。ついで法人〇〇が小規模ですけれども効率がよい経営を一応行っていると、以下順次並んでいるということですね。以下、支払い能力、安全性などもそれぞれについて分析をしています。ですが、例えば安全性のところを見ていただきたいんですが、自己資本比率についてです。通常、ここで申し上げる話かどうかわかりませんが、メガバンクとか、いわゆる銀行で国際基準でどれぐらい満たしていればいいかというのが8%程度満たしていればいいんだといわれるものですね。まあ銀行と社会福祉法人は業種が違いますから比較にはならないんですが、そこから考えてみても、この年で一番低かった法人〇〇でも82%の自己資本比率があるということを勘案すれば、どの項目を見ていただいてもやはり安全な経営を行われているかというふうに思われます。過去2年のある時点での財務データを見せていただくと、それぞれそれなりの特色を出しながら、それでもどこを見ても安全な経営を一応行われているような気がしました。というか、結果はそうなっていると思いました。しかし、どうしても評価をすることでランクづけをしていただくなれば、資料9の13ページのようなランクを僕ならばつけさせていただきたいという形になります。

とても簡単ですが、概要はこういうことになっております。御審議ください。

○議長 はい、ありがとうございます。

2番委員、お忙しいところ、簡潔におまとめをいただきましてありがとうございます。

少し疑問点であるとか、ここを聞いておきたいという点がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。どうでしょうか。また思いついたら結構なんで、後でまた言ってください。じゃあとりあえず、次に進みたいと思います。

次に、やっぱり地域とか利用者の方からどのようなこども園を望むかということで、先ほどの10番委員さんの御意見もありましたんで、少し御意見いただきたいと思います。地域利用者代表ということで、3番委員、それから4番委員、5番委員、9番委員、10番委員、11番委員という順番でお願いをしたいと思います。

○3番委員 いろいろこれも紆余曲折あって、ここまでたどり着いたわけですけど、隅田・恋野地区の大変広いエリアの中の1園ということなんで、一番私が心配しているのは、送迎に関しては西の端からまた川を渡って恋野地区と、それと隅田地区に対しては遠方の山内になりますので、その点はもう送迎に関しては十分配慮していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それとまた、これはね、地域性を生かしてね、その送迎バスを十分活用していただきまして、園外での子どもの自然との触れ合いとか地域の皆さんとの触れ合いなどに、十分またその辺でも配慮していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長 はい、ありがとうございます。

では、4番委員、お願いします。

○4番委員 特にございませぬ。

○議長 また何かあったら言ってください。

じゃあ、5番委員、お願いします。

○5番委員 すみだ保育園は現在通っている1歳から3歳まで、大体60名以上が転園することになりますので、保護者もとても大きな関心と不安も少なからず持っております。その中で保護者の一番の要望は、今ですみだ保育園が、公立保育園が行ってきた保育をそのまま継承してくださる保育が保育園法人さんを選んでいきたいと思っています。どういうことかといいますと、やっぱり公立保育園では子どもの最善の利益を優先させる保育を今までしてきてくださっていました。橋本の保育っていうのは、県内外でもすごくレベルが高くて、見学に来られたり研修に来られたりするととても高い保育をしてくださっています。その中で私たちは安心して預けることができたので、公立保育園が今まで行ってきた子ども中心に、子どもを一番に考えてくれる保育園をお願いしたいと思います。

また、特別な配慮を必要とする子どもたちもふえてきています。今まで公立園は、地域のすべての子どもたちの受け皿として担ってきた役割がとても大きいと思います。具体的に言うと、保育士さんとの連携であったりとか加配の保育士さんをつけていただくであったりとか、そういうこともそのまま引き継いでくださる法人さんをお願いしたいと思っています。

あと、保護者の一番の不安というのは、今の保育園ではとてもベテランの保育士さんが多くいてくださって、子どものみならず育児全般であったり、日ごろの悩みについてベテランの保育士さんに子育ての先輩として毎日支えてくださっているの、生活できて安心

して行けるところがあります。なので、民間になると、イメージなんですけども、やはり若い保育士さんが多いとか、卒業したばかりの保育士さんが多いという事実もあつたりで、そのことをすごく不安に感じております。やはりベテランの保育士さんであつたり、公立園で働いて勤務されたことの経験のある保育士さんを積極的に雇用していただける法人ですと、安心して子どもを預けることができると思っております。

あとは保育の内容で言いますと、公立の保育園では、昔から大切にされてきた遊びであつたり童歌であつたり、昔ながらの遊びのこま回しとかたこ揚げとか、あとは自然の触れ合い、戸外への散歩等々、親向けの早期教育ではなく、本当に子どもが成長するのに必要な保育を実践してきてくださっています。そういう一見派手ではないんですけど、子どもの発達に必要な保育、公立の保育園がしてくださってきた保育内容を継承してくださる法人をお願いしたいと思っています。

給食に関してですけど、本当に公立の保育士の調理員さんはきっちり一人一人のアレルギーの対応でしたり、例えばその子がおなかの調子が悪かったら焼き魚を煮魚に変えてくれたりだとか、子どもの顔を見ながら調理してくださったりだとか、時には子どもと一緒に御飯を食べてくださったりとか、給食の調理員さんですけど子どもたちは給食の先生給食の先生と言って、ありがたく給食をいただいています。また、旬に旬のものを食べるということ、旬のものは意外と高かったりするんですが、そういうものを公立の場合は旬に旬のものを子どもたちに味わわせてくれるという、そういう利益じゃなくて、本当に子どもの成長を考えてくださっている給食、調理の提供もお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。

じゃあ、9番委員さん、お願いします。

○9番委員 もう今ほとんど5番委員が言ってくださったことと同じですって言ってもいいような感じなんですけれども、もう重なるところは省略させていただいて、気持ちは同じです。

あと、地域性を生かして保育をしていってほしいということで、特に隅田地区のほうでは、また高野口のほうと違って、逆に公民館の親子サークルとかがすごく活動は活発なんです。子育て支援という形で〇〇とか、あと〇〇のほうがやっておられるとか、そういうところが割とお客さんとして保育士さんがいるところにちょっと悩みを持ったお母さんたちが相談に行くというような形の子育て支援っていう形と、別に公民館のほうは割とお母

さんたちの自主的なサークル活動というのかな、自分たちで運営して自分たちで仲間づくりをしていくようなサークルで長年ずっとやってきていますので、できればそちらのほうと連携をとっていついていただけるような、何かその楽なほうにお母さんがどっと流れてしまうというような形ではなく、〇〇の子育て支援センターのほうの方も一応そのサークル活動の中での支援っていうかサポートみたいな形で、ちょっと運動会をするときにいろいろなゲームを教えていただいたりとか、そのサークルの支援をするような形でしていただいているので、お客さんとして招くばかりを子育て支援と思わずに、できればその辺の地区的な活動内容とかも見た上で、どういうふうな子育て支援を隅田につくっていただけたらまたよりよくなっていくのかっていうのを考えていただけたらなと思います。

あと、特に秋祭りとかは地区を上げて盛大にやっていますので、できればそこに何か行事をぶつけてくるようなこととかは絶対にならないようにしていただきたいなっていうのと、あと、今回5園が合併するっていうことで、それぞれの地区がそれぞれに地域と合同で行ってきた行事っていうのがあるんです。山内は山内、恋野は恋野、隅田は隅田で三世代交流会っていうのを公民館とか地区の方とずっとやってきたっていうのがあるので、その辺が、園が大規模の一つになってしまうと、どことどのような形で残していくのかなっていうのもちょっと保護者としてはみんな気にはなっています。以前と同じように、小規模な園のときと同じようにいかないことはわかってはいるつもりなんですけれども、せっかく地域とつながってきてるのがぶつ切りと切れてしまうことがないように、大規模園なりの地域とのつながっていく方法っていうのを考えていただけたらなと思います。

あと、なくなってしまうんですけれども、山内幼稚園の周りはやっぱり自然がすごくたくさんあって、今までも小規模の幼稚園同士で交流会とか行ったときには、山内幼稚園のほうに行かせていただいて、山の散策とかで自然に触れ合ったりするような機会とかもありましたので、できればこども園になっても何らかの形でちょっとその自然に親しんで、山内のほうに散策に行くとか、そういうようなところで活動を残していついていただけたらなと思います。本当ぶっちゃけて言うと、公設公営で公立園でやってほしかったなというのがほとんどの今公立園に通っている保護者の方の思いだと思います。私も今ここにいなながら、できたら公立でやってもらえるのが一番いいのになとはまだ思ってるんですけれども、その辺の気持ちを酌んでいただいて、より公立の保育を継承していついていただけるような、その辺のところは、できれば選んだ法人とこれから入園する保護者の方とで話し合う機会を持ってくれるような、ちょっと私たちの話も聞いていただけるような法人に来て

いただきたいなと思っています。

以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。

では、10番委員、もしございましたらよろしくお願いします。

○10番委員 先ほどから何回も言っておるんですけども、例えば英語の話しましたけど、別口でお金を出してやっておるところがあるけども、ここの範囲内ではそれはないってことをさっきちらっと。

まあそういうことだと。私はせっかくこれいろんな事情があつてこども園ってできるんだから、やっぱり規制よりももっとプラスになって進んで、もっと御父兄がいろんな要求があるんだったらそれにこたえられる、その規制内だけできちりがんじがらめにやるんじゃなしに、そういうやっぱりちょっと特別にいいようなすみだこども園ということになってほしいっていう気が初めからあるんです。そうでないと、限られたぎりぎりの予算とか何かそればかりあんまり頭にあると都合悪いんで、確かに非常に大切なことだけど、もうちょっとやっぱりいろいろ進化があるように、各法人がその辺をゆとりを持って考えとるかどうか、そういうことを選定の基準にしたいと思っています。

以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。

では、11番委員、もしございましたらお願いします。

○11番委員 ほとんど5番委員と9番委員さんが言ったような感じだと思うんですけども、橋本市の自然に恵まれた環境とか、そういうのを生かしていただけるようなところがいいかなと思っています。

○議長 はい、ありがとうございます。

一応、委員長として、皆さん方の気持ちは今しっかり受けとめさせていただいたつもりです。

プレゼンテーションのところで、なるだけそういう形の部分で質疑応答の時間20分設けていますので、御審議いただきたいです。

それに関連するようなもので、例えば事前にこういった資料を出してほしいとか、質問事項にあらかじめ答えてほしいということであれば、事務局のほうに申しつければ、いつでもそれは事前に出してもらえるようにしてもらいます。そういう形で、なるべく皆さんの意見を取り入れながら進めていきたいと思っています。

説明、並びに御意見いただきましたので、ほか補足事項とかいろんな聞きたいということがあれば、ぜひこの機会にお願いします。

いかがですか。どうでしょう、ありますか。大丈夫ですか。オーケーです。

では、事務局から何かありますか。

○事務局 ないです。

○議長 大丈夫。

では、次の4番にいかせてもらいますね。

次回の選定委員会についてということで、事務局より御説明をお願いします。

○事務局 資料の8のほうを見ていただけますか。右の上に8と書いてあります。

先ほどお話いただいた中で、11月7日、午後1時という形で提案させていただいておりました。先ほど委員会の中で、10時ぐらいからということでお話をいただいていたと思います。その方向で調整させていただきたいなというふうに感じております。

ただ、この当日プレゼンテーションを予定しております。午後につきましては。その中で、5点、事務局のほうから審議のほうをお願いしたい点がございます。

一つは、プレゼンテーションに各法人に対してテーマを設けるかどうかということです。それと二つ目には、先ほどこれが出たんで追加資料の話なんですけども、この追加資料というのは法人側からの追加資料です。この委員会に対しての。それを認めていくかどうか。三つ目に、パワーポイントの使用です。これは先ほどもお話が出た中で一定の方向は出てたと思うんですけども、それと4点目がプレゼンテーションのときの法員の人数の制限です。プレゼンテーション及び質疑というのがございますので、何人まで委員会として、その法人からの人数を了解するかという点です。ちなみに前は最高5人で来ております。それから五つ目は、ここの資料の中にもちょっとこちらの案として書かせていただいたのは、プレゼンテーションとして20分、質疑の時間で20分、合計40分という形で提案させていただいております。この点につきましても、御審議のほう、全体的にお願いしたいなと思っております。

○議長 はい、ありがとうございます。

もう簡単にいけるところからいきましょう。

5点、追加資料の持ち込みについてという2番の話なんですけど、これはもうこちらからも追加資料は委員さんの意見があれば要求をしますし、法人からの追加資料も認めていいということでよろしいですか。だいじょうぶでしょうか。それはそうさせていただきます

す。パワーポイントのほうも多分持ち込まれるっていうのは今どき多いと思いますので、そちらのほうもお認めはしたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っています。で、2番、3番クリア、4番のプレゼンテーションの人数ですけど、前回最高5人だったので、あんまり10人とか来られても困りますので、その辺は常識の範囲内でっていうふうに言っといてください。

で、テーマ絞るかどうかなんですけど、何かこれだけ皆さん議論が錯綜しておられるというか、やっぱり皆さん聞きたいこといっぱいあるんで、下手にテーマを絞るよりは概要をお話いただいた方がいいかなと。法人として力を入れていることをお話いただいたらいいかなと思いますので、それはもうお任せをしましょう。

あとは質疑の時間案なんですけど、前回、高野口町のほうでは20分、20分でやらせてもらいました。プレゼンテーション20分、質疑応答20分なんですね。ただ、今回皆さんのお話を聞いていると保護者さんからの御質問もやっぱり多いようなんで、質疑応答を10分延ばしませんか。30分にしませんか。なんで、最大1時間ふえるんですけど、それは午前中の10時に来てもらって、10時から1時間ビデオを見ると。10分ぐらい休憩して、法人〇〇は前に回しましょう。もしかしたら法人〇〇も前に回してもいいかもしれませぬ。それでお昼とってもらって午後という形でなるべく済ましていきましょう。という提案ではいかがですか。

そうしましょうか。なんで、時間をそれぞれ組み合わせてください。どうでしょう、難しいですか。

○事務局 第2回目の選定委員会のプレゼンテーションなんですけども、私どものきょうの会議のこういうことが予測できない点がございまして、法人へは、順番は別として午後になりますという話だけしてきてあるんです。時間的には6法人ありますので若干わからないんですけども、今委員長のほうからお話いただきました1番の法人〇〇、2番の法人〇〇までは午前中というお話ですけども、ちょっとこの辺だけ法人のほうと確認とらせていただきたいんです。

○議長 もし可能であれば、地元の法人を午前中に入れればいい話なんですよ。別にこれにこだわらなくて。それで、できれば来てもらえる人を前にして行って、質疑応答は30分絶対とったほうが良いと私は思います。なるべくその方向性をお願いします。

○事務局 わかりました。

○議長 はい。そういうことで、させていただきたいと思います。よろしくお願ひし

ます。

ほかに御意見、御質問等がございますか。

じゃあ、ちょっと長くなりましたけれども、議事についてはすべて終了ということになります。

長時間、本当にどうもありがとうございました。

一応、事務局のほうにお返しします。

○司会       はい、長時間ありがとうございました。

特に委員長、委員の皆様につきまして、第1回の指定管理者選定委員会について、大変ありがとうございます。